

令和6年第8回置戸町議会臨時会

令和6年11月29日（金曜日）

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

（諸般の報告）

日程第 2 会期の決定

日程第 3 承認第 4号 専決処分の承認について

日程第 4 議案第 4 3号 置戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例

日程第 5 議案第 4 4号 置戸町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

日程第 6 議案第 4 5号 置戸町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

日程第 7 議案第 4 6号 令和6年度置戸町一般会計補正予算（第5号）

○会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

（諸般の報告）

日程第 2 会期の決定

日程第 3 承認第 4号 専決処分の承認について

日程第 4 議案第 4 3号 置戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例

日程第 5 議案第 4 4号 置戸町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

日程第 6 議案第 4 5号 置戸町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

日程第 7 議案第 4 6号 令和6年度置戸町一般会計補正予算（第5号）

○出席議員（8名）

1番 嘉藤 均 議員

2番 前田 篤 議員

3番 石井 伸二 議員

4番 石村 吉博 議員

5番 柏原 勝 議員

6番 山田 耕平 議員

7番 阿部 光久 議員

8番 岩藤 孝一 議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

《町長部局》

町長	深川正美	副町長	蓑島賢治
会計管理者	石森実	企画財政課長	大戸基史
総務課長	坂森誠二	町民生活課長	須貝智晴
産業振興課長	鈴木伸哉	企画財政課長補佐	小島敦志
総務課長補佐	尾崎岳史		

《教育委員会部局》

教育長 平野 毅

《監査委員部局》

代表監査委員 今西 美紀子

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	岡部 信一	議事係	前元 皇希
臨時事務職員	中田 美紀		

◎開会宣言

○岩藤議長 ただいまから、令和6年第8回置戸町議会臨時会を開会します。

◎開議宣言

○岩藤議長 これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○岩藤議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、置戸町議会会議規則第122条の規定によって、7番 阿部光久議員及び1番 嘉藤均議員を指名します。

◎諸般の報告

○岩藤議長 これから、諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○岡部事務局長 今期臨時会に町長から提出された議案は、次のとおりです。

- ・議案第43号から議案第46号。
- ・承認第4号。

今期臨時会に議案等説明のため出席を求めた者及び委任を受けて出席する者は、お手元に配付した名簿のとおりです。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

報告を終わります。

○岩藤議長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第2 会期の決定

○岩藤議長 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日1日と決定しました。

◎日程第3 承認第4号 専決処分の承認について

○岩藤議長 日程第3、承認第4号 専決処分の承認についてを議題とします。

○岩藤議長 本案に対し、提案理由の説明を求めます。

町長。

○深川町長 ただいま議題となりました、承認第4号 専決処分の承認につきましては、総務課長より説明を申し上げます。

○岩藤議長 総務課長。

○坂森総務課長 承認第4号の説明をいたします。

承認第4号 専決処分の承認について

令和6年度置戸町一般会計補正予算（第4号）については、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定に基づいて令和6年10月9日別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるところでございます。

次のページをお開き願います。

このページにつきましては、専決の処分書面でございますので、説明を省略させていただきます。

次のページをご覧ください。

令和6年度置戸町一般会計補正予算（第4号）

令和6年度置戸町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ378万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億7,557万2,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表、歳入歳出予算補正の内容について説明をいたしますので、別冊、令和6年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第4号）の6ページ、7ページをお開き願います。歳出から説明をいたします。

（以下、記載省略。令和6年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第4号）、別添のとおり）

○岩藤議長 これで、承認第4号の提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

まず、承認第4号 専決処分の承認について。

令和6年度置戸町一般会計補正予算（第4号）。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊、令和6年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第4号）、6ページ、7ページの歳出から進めます。

3. 歳出。2款総務費、4項選挙費。

続いて、8ページ、9ページまで。

質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○岩藤議長 なければ、4ページ、5ページの歳入へ進みます。

2. 歳入。15款道支出金、3項委託金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第4号 専決処分の承認についてを採決します。

承認第4号については、原案のとおり承認することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、承認第4号 専決処分の承認については、承認することに決定しました。

◎日程第4 議案第43号 置戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例
から

◎日程第7 議案第46号 令和6年度置戸町一般会計補正予算(第5号)
まで

————— 4件 一括議題 —————

○岩藤議長 日程第4、議案第43号 置戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例から日程第7、議案第46号 令和6年度置戸町一般会計補正予算(第5号)までの4件を一括議題とします。

○岩藤議長 本案に対し提案理由の説明を求めます。

町長。

○深川町長 ただいま議題となりました、議案第43号 置戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例。これにつきましては、町民生活課長から説明申し上げます。また、議案第46号 令和6年度置戸町一般会計補正予算(第5号)につきましては、企画財政課長より説明を申し上げます。なお、この間の各議案につきましては、それぞれ担当する課長が説明を申し上げます

○岩藤議長 まず、議案第43号 置戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

町民生活課長。

○須貝町民生活課長 議案第43号についてご説明いたします。

置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

置戸町国民健康保険税条例(昭和34年条例第3号)の一部を次のとおり改正する。

今回の条例改正は、いわゆるマイナンバー法の改正により、12月2日より被保険者証が廃止されることに伴い、被保険者証の返還に関連する罰則規定等について、条例の一部を改正するものです。

それでは、まず今回の改正に関連するマイナンバー法等の改正による被保険者証等の変更内容についてご説明いたしますので、議案第43号・44号・45号説明資料、令和6年12月2日以降の被保険者証等についてをご覧ください。

なお、この資料の内容は、国民健康保険及び後期高齢者医療制度についての説明になります。

初めに、マイナンバー法等の一部改正法（令和5年法律第48号）の概要ですが、新型コロナウイルス感染症対策の経験により、社会における抜本的なデジタル化の必要性が顕在化し、デジタル社会の基盤であるマイナンバー及びマイナンバーカードについて国民の利便性向上の観点から、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法等になりますが、の一部改正があり、大きく6項目の改正がなされ、その中でマイナンバーカードと健康保険被保険者証の一本化についても改正がございました。

次に、被保険者証等の廃止ですが、現在の被保険者証は、令和6年12月2日で廃止され、以降の交付は、新規及び紛失等による再交付はできなくなり、今後については、マイナ保険証による受診が基本となります。現在、発効しております、長期の保険料滞納者に対する短期被保険者証及び資格証明書等の仕組みも廃止となり、特別療養費、償還払いでございますが、そちらに変更する旨の事前通知を行う形が原則の形に変更となります。

次に、経過措置等についてですが、令和6年12月1日時点で交付されている被保険者証は、今年、令和6年の8月に一斉交付しておりますので、令和7年7月31日まで利用可能となりますので、現在お持ちの被保険者証については、12月2日以降もその被保険者証そのものがなくなるわけではございませんので、利用は7月31日有効期間内利用は可能です。ただし、紛失等の再発行はできません。令和6年12月2日以降に新規加入する方等は、マイナ保険証を利用するか、若しくは、申請がなくても交付をする資格確認書を利用していただきます。ただし、マイナ保険証を持っている方、被保険者証を紛失した方等は、申請により資格確認証が交付されます。ただし、後期高齢者医療については、直近の通知によりまして暫定的な運用としてマイナ保険証を保有していても全ての被保険者に対し資格確認証を申請がなくても送付することとなっております。③ですが、マイナ保険証を利用する場合、限度額適用・標準負担額認定証並びに限度額適用認定証の情報は、マイナ保険証により各医療機関は確認可能となり、本人の確認として資格情報のお知らせ等が交付されます。資格確認証を利用する場合は、資格情報のお知らせとともに医療機関に提示することで医療機関受診が可能となります。マイナ保険証を何らかの原因で利用できない場合、医療機関の支出の不具合等で利用できない場合については、マイナンバーカードと共に資格情報のお知らせを提示することによ

り受診が可能となります。

それでは、今回の改正内容についてご説明いたしますので、別紙議案第43号説明資料、置戸町国民健康保険条例（昭和34年条例第3号）の一部を改正する条例新旧対照表をご覧ください。

右側が現行、左側が改正案となります。

国民健康保険法の改正により、改正箇所を引用している条項にずれが生じることから、第14条中「第9項」を「第5項」に改め、また被保険者証が交付されなくなることにより、被保険者証の返還について規定する箇所について改正を行うものです。

本議案にお戻り願います。

附 則

（施行期日）

第1項 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

第2項 この条例の施行の前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

以上で、議案第43号の説明を終わります。

○岩藤議長 次に、議案第44号 置戸町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例。

町民生活課長。

○須貝町民生活課長 議案第44号についてご説明いたします。

置戸町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

置戸町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（平成16年条例第21号）の一部を次のとおり改正する。

今回の条例改正は主に、いわゆるマイナンバー法の改正により、12月2日より被保険者証が廃止されることに伴い、被保険者証等の文言修正及び受給者証の扱いについて条例の一部を改正するものです。

今回の改正に関連するマイナンバー法等の改正による被保険者証等の変更内容につきましては、先程、議案第43号において説明いたしましたとおりです。

改正内容についてご説明いたしますので、別紙議案第44号説明資料、置戸町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（平成16年条例第21号）の一部を改正する条例新旧対照表をご覧ください。

右側が現行、左側が改正案となります。

児童福祉法等の改正等により引用している条項にずれが生じていることから、第2条

第1項第2号中「第15条」を「第12条」に改めるものです。

次に、裏面をご覧ください。

第7条中「被保険者証又は組合員証」を「医療保険各法による被保険者若しくは被扶養者たることを証する書類」に改め、マイナンバーカード及びオンライン資格確認端末を用いて、医療機関や薬局等が資格情報を確認できる場合は、受給者証の提示を行わなくてもよいことを例外規定として追加するものです。

本議案にお戻り願います。

附 則

この条例は、令和6年12月2日から施行する。

以上で、議案第44号の説明を終わります。

○岩藤議長 次に、議案第45号 置戸町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例。

町民生活課長。

○須貝町民生活課長 議案第45号についてご説明いたします。

置戸町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

置戸町子ども医療費の助成に関する条例（平成16年条例第22号）の一部を次のとおり改正する。

子ども医療費の助成に関する条例の一部改正につきましても、マイナンバー法の改正により、12月2日より被保険者証が廃止されることに伴い、被保険者証等の文言修正及び受給者証の扱いについて、条例の一部を改正するものです。

今回の改正に関連するマイナンバー法等の改正による被保険者証等の変更内容につきましても、議案第43号において説明をいたしましたとおりです。

改正内容についてご説明いたしますので、別紙議案第45号説明資料、置戸町子ども医療費の助成に関する条例（平成16年条例第22号）の一部を改正する条例新旧対照表をご覧ください。

右側が現行、左側が改正案となります。

第5条中「被保険者証又は組合員証」を「医療保険各法による被保険者若しくは被扶養者たることを証する書類」に改め、マイナンバーカード及びオンライン資格確認端末を用いて、医療機関や薬局等が資格情報を確認できる場合は、受給者証の提示を行わなくてもよいことを例外規定として追加するものでございます。

本議案にお戻り願います。

附 則

この条例は、令和6年12月2日から施行する。

以上で、議案第45号の説明を終わります。

○岩藤議長 次に、議案第46号 令和6年度置戸町一般会計補正予算（第5号）。

企画財政課長。

○大戸企画財政課長 議案第46号についてご説明いたします。

議案第46号 令和6年度置戸町一般会計補正予算（第5号）

令和6年度置戸町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ883万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億8,440万6,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表、歳入歳出予算補正については、令和6年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第5号）により説明いたしますので、事項別明細書の6ページ、7ページをお開きください。歳出から説明いたします。

（以下、記載省略。令和6年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第5号）、別添のとおり）

○岩藤議長 これで、議案第43号から議案第46号までの提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

まず、議案第43号 置戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

議案第44号 置戸町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

1番 嘉藤議員。

○1番 嘉藤議員 43、44、45とこれ全てに関わることだと思んですけども、マイナンバーに移行してということですけども、まだ80数%で100%ではないというふうにお伺いしておりましたけど、その辺の移行割合がどれぐらいなのかと、あと、これが通った後に町民への周知と言うんですかね、その辺のことをどのように執り行うのかをお知らせください。

○岩藤議長 町民生活課長。

○須貝町民生活課長 まずは、マイナンバーカードの交付の状況の関係についてお答えいたします。10月末日時点での住民基本台帳の置戸町における人口につきましては、2,556名となっております。この内、マイナンバーの申請者、10月末日時点ですけども、マイナンバーカード2,407名ということで、94.17%。その内、カードの発送ですね、こちらの方に来て交付をしたり、うちの方で受け取っている人数、件数ですけども2,221名ということで、先程の申請者、こちらの率につきましては、94.17%。カード発送件数でいきますと、86.89%というような状況になっております。この内、今回の改正に関連して後期高齢者の部分でいきますと、被保険者数724名。マイナ保険証が437名となっております。60.35%。国民健康保険について

も同じような数値となっております。令和5年の2月までマイナポイント、2万ポイントということで、それまで10件か20件、結構申請が多かったんですが、その後ですね、5件か7件程度が続いておりましたが、ここへきて10月、11月では20件弱の申請がきております。各報道等でテレビを付けても今その報道がかなりしております。あと、町のホームページですとか媒体を使いながら町の方でも周知しております。更に、医療機関の方についても国の方から率先して確実に情報の周知徹底をしてくださいということで、かなり強めに指導が入っているようで医療機関の方でも徹底してそういった扱いについてお知らせをしているというような状況もお聞きしております。そのような状況で少しでもですね、交付率を上げられるように、ただし、暫定措置として有効期間までは被保険者証をそのまま使います。そういったことを周知、今後についても徹底していきながら、マイナンバー保険証の交付率を上げていきたいと考えております。

○岩藤議長 1番。

○1番 嘉藤議員 高齢になってくるとなかなかそういう情報を確認しない、見ないというのは増えていきますので、その辺何とか町民全員に行きわたるような周知をしていただきたいとお願いをいたします。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

5番 柏原議員。

○5番 柏原議員 今の説明お聞きしましたけども、ある町民からは、やはり高齢で役場の方にもなかなか出向くことが難しいという方もおられるように聞いてます。できれば自宅まで来ていただけないかという、そういう町民もおられることは僕も聞いてますので、そこら辺の対応は、どう考えますか。

○岩藤議長 町民生活課長。

○須貝町民生活課長 このマイナンバーの交付について、ご自分でスマホでもできたりですね、役場の窓口の方で出向いて来ていただいて、うちの窓口の方で写真を撮ることもできますし申請の手続きを行います。次に、申請を行った後に、マイナンバーカードがまた役場の方に届きます。その時に取りに来ていただいて暗証番号を設定したりという交付前設定等の手続きがございます。この2つの項目で、最初に写真を撮りに行ったり申請まではですね、何とか出向いたりもできないかなと。施設の方もいろいろマイナンバーカードの取り扱いについていろいろ対応を考えているという部分もあるんですが、次の交付する時の暗証番号の設定がですね、どうしても役場内にある端末機でないとできなくて、持ち出しができないものですから、そこがちょっと今良い方法ないかなと考えているところがございますが、ちょっと今後ですね、できるだけそういった方にも交付できるような態勢を整えていきたいと考えております。

○岩藤議長 5番。

○5番 柏原議員 できるだけ前向きに期限があることでしょうかから進めていただきたいなと思います。

それから、高齢でなかなか足を運べないという方には、タクシー、助成補助してる。

ああいうタクシーの利用もありますという、そういう周知も含めて進めていっていただければなと思っております。よろしく願いいたします。

○岩藤議長 町民生活課長。

○須貝町民生活課長 そういったご意見を参考にしながら協議は進めて参ります。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

2番 前田議員。

○2番 前田議員 まず一つ目が、マイナンバーカードになると、薬の処方されている、重複したりだとかそういうものが無駄な薬が出ていないかがそのカードの中に記録されるという報道がありました。それで、現在、薬手帳という制度があるんですが、その辺の廃止の流れということが分かっているならば、どうなるかっていうこと。

もう一つは、年末調整とか、それから確定申告で医療費控除というのが大変一年間忘れずに領収書を溜めてという申告者が手間のかかる制度になってますが、その辺も簡便化されるっていう報道もあります。それは来年、再来年の確定申告から適用になるとかその辺のことってというのは、使えるようになるってというのは、どのような形になりますか。

○岩藤議長 町民生活課長。

○須貝町民生活課長 まず、お薬の調剤の関係ですけども、基本的には限度額ですとかそういうお薬の情報もマイナンバーカードの情報で医療機関が確認できるような仕組みにはなっております。ただし、今のところですね、反映するのに一月、二月かかるということで、ご自身でマイナポータルから確認することもできますが、それも一月、二月かかると。それがもう少しスムーズにいけばですね、お薬手帳を持たなくても直ぐ医療機関で情報が共有できるというようになると思いますけども、まだちょっとそういったスピーディーな処理まではしていないというような状況でございます。

次の、確定申告のそういった医療費情報につきましても、今いろいろイータックスですとか、あとそういった登録で税務署の方への確定申告の時にですね、紙の添付資料を省略できるというようなそういった仕組みもどんどん変わってきております。そういった部分でも、マイナンバーカードですとかそういった登録、電子媒体での登録制度ですとかそういったことが今後充実していくと思いますけども、徐々に徐々にですね、整理をしながら、今その確定申告に今年度分直でできるかと言いますと、ちょっとまだそこまでは追い付いていないのかなというような、今のところの情報ではそういった形となっておりますので、そういったマイナンバーカードの利便性に係る情報がございましたら随時町民の方に周知をしていきたいと考えております。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

議案第45号 置戸町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

6番 山田議員。

○6番 山田議員 この今、受給証、親にも子どもがおります受給証の方、受給しております。それが今、診察を受ける際に保険証、診察券と同時に出すことによって助成を受けれるっていう制度ですけども、今後、このマイナカードで認証されるということで、この受給証の交付自体も行っていかないのか。それとも、受給証、それは交付を行っていくということでしょうか、答弁をお願いします。

○岩藤議長 町民生活課長。

○須貝町民生活課長 受給者証の関係です。の質問かと思えます。実は、今回の改正は、今後、医療機関がそういう態勢、端末機で確認できるようになった場合には、受給者証の提示を省略することができるという、できる規定になってございます。今現在、まだシステムが整っておりませんので、まだ当面の間、受給者証とともにマイナンバー保険証でも資格証明書でもですね、提示をしていただくというような形になります。よろしくお願いたします。

○岩藤議長 6番。

○6番 山田議員 分かりました。先程の答弁の中で、説明の中で、医療機関が対応しない場合、若しくは、端末で不具合があった場合は、受給者証を提示しなければいけないという説明があったもので、であればやはり受給者証をもらっておかないと、若しくは、ここでこのマイナカードだけでもできますよって言う認識が町民の中で起きてしまうと、もしかすると、その中でマイナカードだけを持って受診しに行った時に、うちできないんですってなるのが困ると思うので、その辺をしっかりと町民の方に文書等で説明する時に、しっかりと明記してもらえばと思えますので、よろしくお願いたします。

○岩藤議長 町民生活課長。

○須貝町民生活課長 できるだけそういった情報について周知を徹底していきたいと考えております。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

議案第46号 令和6年度置戸町一般会計補正予算(第5号)

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書(第5号)、6ページ、7ページ、歳出から進めます。

3. 歳出。7款商工費。9款消防費。

質疑はありませんか。

1番 嘉藤議員。

○1番 嘉藤議員 商工業振興に要する経費で、12節委託料、ワインラベルの作成等委託料とありますけども、今回、ぶどうの収穫が大変好調で置戸でもやっとう自分の町の名前を入れるラベル、ワインを販売できるのかなということでのお話でしたけども、原材料85%、それから醸造所は自分でなくてもよろしいということでのいいのですか

ね、その辺お伺いしたいと思います。

○岩藤議長 産業振興課長。

○鈴木産業振興課長 ワインラベルの表示につきましては、酒税法が改正になりまして、85%以上の原材料、それと醸造所がその町になれば商品名にその正銘、例えば、おけとワインと言う表示はできません。ですから、今回の部分については、本町には醸造所がありませんので原料が100%であってもですね、おけとワインっていう表示はできないので、ただ、置戸産ぶどう100%使用と言う表示はできるので、残念ながら標品名には表記はできませんけども、下の方に置戸町産ぶどう100%使用という表示はしたいというふうに思っております。

○岩藤議長 1番。

○1番 嘉藤議員 本当に町の特産品としてまた復活するのかなと大変嬉しい状況ではありますけども、最終的には、置戸町の名前が入ればいいのかと思いますし、そのためには蒸留所も何処かでは、このぶどうが安定して採れるということになっていけば、是非とも考えていただきたいというふうに思います。

○岩藤議長 産業振興課長。

○鈴木産業振興課長 私も同じ思いでありますし、おそらく皆さんも同じ思いだと思います。そういうことが実現できるようにですね、本当に地域おこし協力隊の方を招へいしてですね、製造から醸造一環までそういうことを担っていただけるような、そういう方が来ていただければ本当に有り難いと思っておりますので、皆さんもご協力いただければというふうに思います。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、歳入に進みます。

4ページ、5ページ。

2. 歳入。10款地方交付税。18款繰入金、2項基金繰入金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、議案第43号から議案第46号までの4件を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、ここでしばらく休憩します。意見調整を行いたいと思しますので、議員は議案持参の上、議員控室の方へ移動願います。説明員の方はそのまま自席でお待ちください。

休憩 10時21分

再開 10時26分

○岩藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○岩藤議長 議案第43号から議案第46号までの4件を通して質疑漏れはありませんか。
6番 山田議員。

○6番 山田議員 先程の一般会計補正予算事項別明細書（第5号）の中の12節委託費、ワインのラベルの件ですけども、こちら先程の説明の中で、おけとワインとは謳えない、あくまで置戸町産ぶどう100%使用ということで伺いました。今回、山幸を北見の醸造所で作ってもらうということで、こちら名前の候補とかそういうのは何か決まってるのでしょうか、教えてください。

○岩藤議長 産業振興課長。

○鈴木産業振興課長 内部でいろいろ検討をしている最中でございますので、酒組合の方の、売方ですね、売方の意見も聞かなきゃならないので、今どれがいいのか、これからラベルの発注の委託先とですね、協議を進めていきたいというふうに思っております。

○岩藤議長 6番。

○6番 山田議員 分かりました。今選定中ということで、よろしいでしょうか。何かおけとと使えないということで、謳えないということなので、ただ、今も確かに炎の里というワインであったりそういう名前もありますので、是非ワイン好きに刺さるような名前の候補をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○岩藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第43号 置戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例から議案第46号 令和6年度置戸町一般会計補正予算（第5号）までの4件について一括討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○岩藤議長 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第43号 置戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例から議案第46号 令和6年度置戸町一般会計補正予算（第5号）までの4件を採決します。

議案の順序で行います。

まず、議案第43号 置戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例の採決を行います。

議案第43号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。
(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第43号 置戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第44号 置戸町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

議案第44号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。
(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第44号 置戸町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第45号 置戸町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

議案第45号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。
(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第45号 置戸町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第46号 令和6年度置戸町一般会計補正予算(第5号)の採決を行います。

議案第46号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。
(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第46号 令和6年度置戸町一般会計補正予算(第5号)については、原案のとおり可決されました。

◎閉会宣言

○岩藤議長 これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和6年第8回置戸町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前10時32分